

識別番号 L4  
研究課題 環大西洋的文脈から見るフランスとケベックの政教関係  
研究代表者 伊達聖伸（アメリカ・カナダ研究所、外国語学部フランス語学科）  
Summary This research attempts to compare secularism (*laïcité*) in France and that in Quebec from transatlantic perspectives. I investigate the way in which both governments have made policies to realize their ideals of national integration by taking into account their socio-cultural features and self-representations. This issue is explored by reconsidering the concept of “civil religion” and by analyzing “education about religion” in both countries.

## 1. 研究の目的及び背景

「ライシテ」はフランス独自の厳格な政教分離体制としばしば見なされがちである。スカーフ問題への対応を見ても、共和主義に基づくフランスの社会統合理念は、アングロサクソン諸国などで見られる多文化主義の理念とは異なる。しかし、あまり知られていないことだが、ライシテの基本法とされる 1905 年法のある条文の雛形は、スコットランドとアメリカ合衆国に求められている。また、公共空間から宗教を排除する「分離主義的ライシテ」だけでなく、宗教の社会的役割を認める「協力・承認のライシテ」も、近年のフランスに見られる動向である。ライシテの「フランス的純化」が推し進められようとする一方で、ライシテの「脱フランス化」をはかる研究者たちもいる。

環大西洋的文脈を意識した観点に立つと、近代的な政教分離体制の確立とその変容が、地域的特質を有しつつも同時代性を共有した、ひとつの大きなうねりのようなものに見えてくる。フランス語圏であるカナダのケベック州では、1960 年代の「静かな革命」までカトリックの社会的影響力が大きく、ライシテという言葉が広く社会において使われるようになったのは 1990 年代以降のことにすぎない。しかし、国教制度の廃止、良心の自由と信教の自由の保障、宗教的多元主義の枠組みの確立、といったライシテの構成要素は、すでに 18 世紀の環大西洋革命の時点において見られた。このようにライシテを理解するなら、ケベックのほうがフランスに先駆けていたと考えることも可能である。

以上を踏まえ、本研究では、環大西洋的文脈を意識しながらフランスとケベックの政教関係を見直し、ライシテについての理解を深めることを目的とする。

なお本研究は、一方では、次の研究助成に基づいている。旭硝子財団（人文・社会科学系研究奨励）「現代ケベックの「インターカルチュラリズム」と「ライシテ」に見る新たな共生の理念」（2010～2011 年度）。文部科学省科研費（若手研究 B）「ライシテ（非宗教性）の再定式化のために—フランス、ケベック、日本を事例として」（2010～2012 年度）。同「ライシテ（非宗教性）と宗教の公共性—フランス、ケベック、日本を事例として」（2013～2015 年度）。他方では、増井志津代（文学部英文学科）アメリカ・カナダ研究所所長を研究代表者とする学内共同研究「アメリカと大西洋世界—アメリカ像の環大西洋的構築を目指して」のプロジェクトの一環である。後者については、7 名の研究者が、環大西洋的観点を意識しつつ、17 世紀から 21 世紀に至るまでの文学、思想、スポーツ、大衆文化に広がる個別テーマを追究することを通じて、アメリカ像を再構築する作業を進めている。

## 2. 研究の方法・内容

フランスとケベックのライシテを比較するには、(1) 双方の社会の自己理解（相互の影響関係）、(2) それを踏まえた各社会の実際の政策、を検討する必要がある。

(1) フランスとケベックが、それぞれどのような自己像を構築してきたのかという観点から、ライシテの「歴史」と「記憶」を読み解く。そのためには、それぞれの時代の歴史叙述のあり方の争点を押さえながら歴史をとらえかえす作業が欠かせない。その際、ルソーに由来し、ロバート・ベラーが再び取りあげた「市民宗教」の概念を再検討することは、仏米における政教関係のニュアンスの違いを浮びあがらせるうえで有効である。

(2) 実際の政策のなかでは、特に公立校における宗教教育に注目する。フランスとケベックでは、同じライシテの原則を敷きつつも、その理念や運用のあり方は異なっている。そのため、政府や省庁の文書の検討、学校の教科書の解説、そしてフィールドワークに基づきながら、双方の社会の宗教教育のあり方を解明していく。

## 3. 研究の成果

(1) 2012年9月、ルソー生誕300周年にちなんだ国際シンポジウムで、ルソーの市民宗教とベラーの市民宗教の違いを念頭に置きながら、19世紀フランスの3人の「社会学者」（コント、トクヴィル、デュルケム）の宗教論を検討した。『宗教法』（第31号）に「ライシテへの3つのアプローチ—マルセル・ゴージェ、ジャン・ボベロ、ルネ・レモンの著作にみる研究動向の一断面」を発表した。2012年12月、『ソフィア』（238号）に「ライシテの変貌—左派の原理から右派の原理へ？」を発表した。2013年2月、ケベック大学トロワ＝リヴィエール校のセルジュ・カンタン教授を訪ね、ケベックの社会学者フェルナン・デュモン『記憶の未来』の詳細な検討を行なった。

(2) 2011年9月と2013年2月、モンリオール郊外のコレージュ・レジーナ・アスンタにて「倫理・宗教文化」の授業を調査した。その成果としては以下のものがある。「宗教を伝達する学校—ケベックのライシテと道徳・倫理・文化・スピリチュアリティ」（『宗教学研究』369号、2011年）。「現代ケベックの倫理・宗教文化教育—小学校の教科書の分析を通して」（『ケベック研究』第3号、2011年）。「ライシテのアプローチによる倫理・宗教文化教育と間文化主義（アンテルキョルチュラリスム）の精神」（日本ケベック学会日ケ交流40周年事業編集委員会『遠くて近いケベック』御茶の水書房、2013年）。

なお、アメリカ・カナダ研究所は随時、外部講師を招聘して講演会やコロキウムを行っている。以下は本研究代表者（伊達）がコーディネーター役を務めたものである。セルジュ・カンタン「宗教からの脱出、ネーションからの脱出」（2011年6月13日）、ミシュリーヌ・ミロ「宗教の多様性をどう教えるか—ケベックの「ライシテ」体制における宗教教育」（10月3日）、高山裕二「市民宗教の再検討—トクヴィル研究の視座から」（2012年12月12日）、ジョスラン・レトルノー「今日のケベックにはいかなる歴史が必要か」（2013年5月27日）、ドニ・ガニョン「混交とメティス—アイデンティティの形成過程」（5月28日）、古澤有峰「〈スピリチュアルケア〉の創出と「共同体」幻想」（8月1日）、ウーク・チョング「文化的多様性と市民感覚・市民意識の目覚め」（10月14日）。

また、アメリカ・カナダ研究所の共同研究の成果としては、所員を中心に11論文を集めた『北米研究入門』（仮題）の出版企画が進行中である。